

## 離島に所在する公立小・中学校への人事交流実施要項

(平成29年9月12日教育長決定)

(令和元年5月31日一部改正)

### 1 目的

離島に所在する公立小・中学校(以下「離島所在校」という。)への人事交流について、全道から希望者を募集することにより、離島所在校における教員の若年化傾向の改善を図るとともに、地理的特性から行動範囲が島内に限られがちな児童生徒の教育活動に他管内・異種学校での多様な経験を生かすことにより、離島所在校における教育活動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

### 2 実施方法

公立学校に勤務する者が、他管内・異種学校の離島所在校へ交流する。

### 3 対象者

札幌市立を除く道内の公立小・中学校、義務教育学校、高等学校(市町村立全日制を除く。以下同じ。)、中等教育学校及び特別支援学校に勤務し、交流開始日において初任段階研修を修了している教諭

### 4 交流期間

原則3年間とするが、本要項の手續による人事交流者(以下「交流者」という。)が交流の継続を希望する場合は、交流期間を延長することができる。

### 5 交流対象離島所在校

奥尻郡奥尻町立小・中学校、苫前郡羽幌町立小・中学校(羽幌小学校及び羽幌中学校を除く。)、礼文郡礼文町立小・中学校、利尻郡利尻町立小・中学校及び利尻郡利尻富士町立小・中学校

### 6 人事交流終了後の取扱い

- (1) 交流者が小・中学校及び義務教育学校からの異動者である場合は、人事交流異動(交流)元の教育局管内へ異動する(戻る)ことを原則とする。
- (2) 交流者が高等学校、中等教育学校及び特別支援学校からの異動者である場合は、人事交流異動(交流)元の校種へ異動することを原則とし、異動に当たっては教職員課において人事異動を行うこととする。

- (3) 交流者は交流終了後も、引き続き、異動(交流)先である離島所在校の所在する管内で勤務することを希望する場合は、当該管内で勤務することができる。

## 7 人事交流の手続

- (1) 教職員局長は、あらかじめ、離島所在校を所管する教育委員会に対して、各交流対象離島所在校における交流者の受入希望の有無、希望がある場合にあっては、当該校の特色、当該校で重点をおいて取り組んでいる目標、求める教諭について照会する。
- (2) 教職員局長は、離島所在校を所管する教育委員会からの回答を受け、全道公募する離島所在校を決定し、各市町村教育委員会及び各道立学校へ募集通知を発出する。
- (3) 市町村教育委員会及び道立学校は、本要項の手続による人事交流を希望する職員(以下「希望者」という。)があった場合、離島所在校人事交流申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)を当該市町村教育委員会及び当該道立学校の所在する地域を管轄する教育局長に提出する。
- (4) (3)の規定により提出された申込書を受理した教育局長は、希望者に対する面談を実施し、当該面談結果に係る意見を付して教職員局長あて提出する。
- (5) 教職員局長は、希望者を離島所在校人事交流候補者(以下「候補者」という。)として決定した場合、教育局を経由して、当該候補者が人事交流を希望する離島所在校を所管する教育委員会へ通知するとともに、当該候補者が市町村立学校職員である場合は所属校を所管する教育委員会へ、道立学校職員である場合は所属校へそれぞれ通知する。

## 8 異動発令

北海道教育委員会は、本要項の目的が達成できる学校に候補者を発令する。

## 9 その他

この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成29年9月12日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

## 離島に所在する公立小・中学校への人事交流実施要項の取扱いについて

(平成29年9月12日総務政策局長決定)

(令和2年9月28日一部改正)

### 1 「4 交流期間」について

要項の4については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 交流の継続を希望する場合について、特別な事情がある場合は、人事交流者の希望や所属校の校長、所属校を所管する市町村教育委員会教育長、異動（交流）元の管内を管轄する教育局長の意向を考慮し、所属校の市町村を管轄する教育局長と教職員局教職員課長が協議の上、交流期間を延長することができるものとする。

### 2 「6 人事交流終了後の取扱い」について

- (1) 要項の6の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 教育局長は、人事交流終了者が元の管内に異動する場合は、本人の希望や勤務経験を考慮すること。

(イ) 教育局長は、人事交流終了者について、「北海道公立小中学校教職員人事異動実施要領」（昭和53年9月29日教育長決定）の2の(1)で規定する学校区分の1群の学校又は「北海道公立高等学校教職員人事異動実施要領」（昭和53年11月11日教育長決定）の1の(1)で規定する学校区分の特D群の学校を経験したものとみなすこと。

(ウ) 人事交流終了者（受検する年度末で終了する予定である者を含む。）が、教頭及び主幹教諭昇任候補者選考を受検する際は、面接選考の評価に当たって考慮すること。

- (2) 要項の6の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

交流終了後も、引き続き、異動（交流）先である所属校の所在する管内で勤務することを希望する場合について、特別な事情がある場合は、人事交流終了者の希望や所属校の校長、所属校を所管する市町村教育委員会教育長、異動（交流）元の管内を管轄する教育局長の意向を考慮し、所属校の市町村を管轄する教育局長と教職員局教職員課長が協議の上、人事交流終了後も異動（交流）先の管内で勤務することができるものとする。

### 3 「9 その他」について

- (1) 本要項の実施に当たっては、必要に応じ各教育局から意見を聴き、見直しを図るものとする。